

2010年11月17日(水)  
午前9時～11時(予定)  
市役所本庁舎 地下 特別会議室

## 第1回 町田市下水道ビジョン策定懇談会

### 次 第

- 1 委嘱式
- 2 委員の自己紹介
- 3 会長の選出
- 4 懇談会の役割
- 5 町田市下水道事業の概要
- 6 下水道ビジョンの目的、位置付け
- 7 その他（懇談会スケジュール）

○第2回 ビジョン策定懇談会の予定

日時：2011年1月19日（水） 午前10時～正午

会場：成瀬クリーンセンター 新館会議室

内容：下水道ビジョン骨子案の審議

下水道ビジョン策定懇談会 委員名簿 (敬称略)

| 分類               | 名前                  | 役職等                                  | 備考                  |
|------------------|---------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 学識経験者            | タカチホ ヤスナガ<br>高千穂 安長 | 玉川大学経営学部教授                           | 行政評価分野              |
|                  | ナガオカ ヒロシ<br>長岡 裕    | 東京都市大学工学部教授                          | 下水道分野               |
|                  | マツモト ノブコ<br>松本 暢子   | 大妻女子大学社会情報学部教授                       | 都市計画分野              |
|                  | イチコ タロウ<br>市古 太郎    | 首都大学東京都市環境学部助教                       | 都市防災分野              |
| 町田市町内会・自治会連合会の代表 | モリナガ ヒサエ<br>盛永 久恵   | ・町田市町内会・自治会連合会副会長<br>・旭町中央町内会会長      | 町田市町内会・<br>自治会連合会推薦 |
| 商工業者その他事業者       | マツダ ヒデユキ<br>松田 英行   | ・(株)松田設備 代表取締役<br>・町田商工会議所 建設業部会 部会長 | 町田商工会議所推薦           |
| 公募市民             | イシカワ アキラ<br>石川 旭    |                                      | 成瀬地区在住              |
|                  | ワタナベ ヒロシ<br>渡辺 洋    |                                      | 三輪地区在住              |

## 町田市下水道ビジョン策定懇談会設置要綱

### 第1 設置

町田市下水道ビジョンの策定に関し、学識経験者等の意見を聴くため、町田市下水道ビジョン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

### 第2 定義

この要綱において「町田市下水道ビジョン」とは、町田市の下水道事業を安定的かつ効率的に実施していくために策定する町田市下水道事業の総合的な計画で、概ね30年間を計画期間として定めるものをいう。

### 第3 所掌事務

懇談会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市下水道ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第4 組織

- 1 懇談会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者 4人以内
  - (2) 町田市町内会・自治会連合会の代表 1人
  - (3) 商工業者その他の事業者 1人
  - (4) 市民のうちから公募したもの 2人以内

### 第5 委員の任期

委員の任期は、懇談会が第3の規定による報告をしたときまでとする。

### 第6 会長

- 1 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## 第7 会議

- 1 懇談会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第8 庶務

懇談会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。

## 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。